

学校いじめ防止基本方針

安来市立社日小学校

1 基本方針を策定するにあたって

いじめは、子どもたちの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた子どもを苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。また、いじめはどの学校にも、どの学級にもどの子どもに起こりえるものであるという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止に取り組まなくてはならない。

そのためには、常に保護者や地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、子どもがいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めるものである。

2 いじめ防止等のための基本的な事項

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、「いじめ」は次のように定義されている。

児童等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、平成25年10月11日通知の「いじめの防止等のための基本的な方針の策定」では、

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめの認知は、特定の職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。けんかやふざけ合いではあっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

と述べられている。

「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「安来市いじめ防止基本方針」をもとに、本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめに対する基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

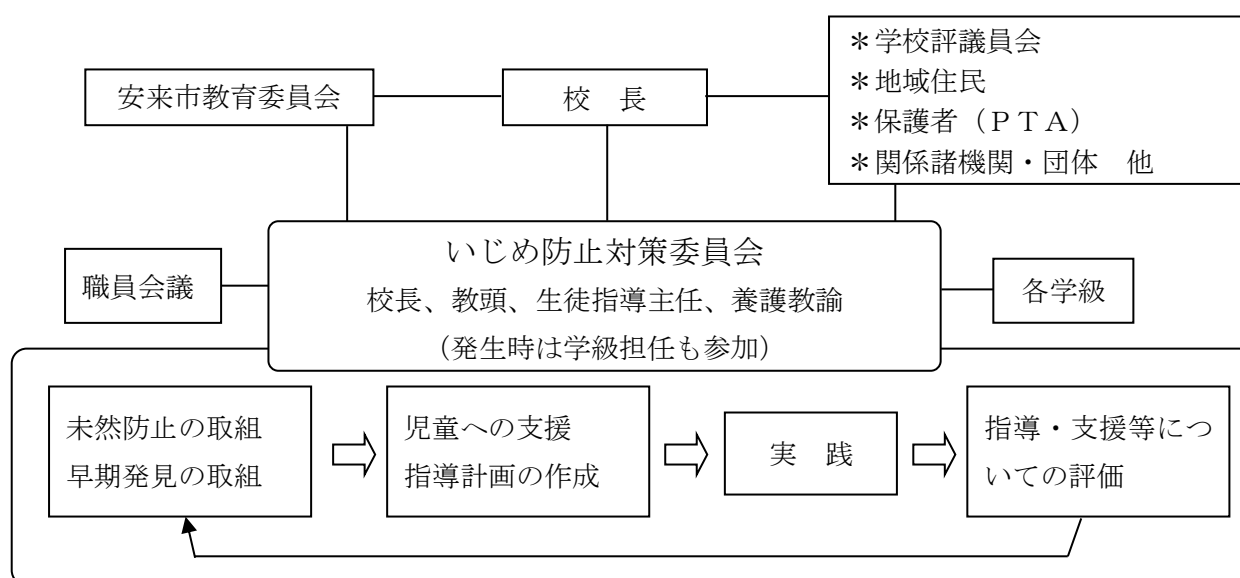
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 教師はいじめに容易に巻き込まれやすい。
〈教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。〉
- ⑧ いじめは発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
- ⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。（安来市教育委員会）

（３）いじめの正確な認知

いじめの正確な認知のために、資料『いじめの認知について』をもとに全職員で研修の場をもつとともに『不登校重大事態に係る調査の指針』についても全職員で読み合わせ、共通理解を図る。

3. 推進・指導体制

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校内での推進・指導体制を築くため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。



（１）いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭を基本に構成し、発生時には学級担任等が加わる。役割は次の通り。

- 本校のいじめ防止基本方針の策定と修正
- 本校のいじめ防止基本方針にそった実践と評価・検証
- 校内研修の企画・運営
- いじめに係る情報収集（家庭・地域からも積極的に行う）
- いじめ発生時における全職員への情報提供（職員会議等）
- いじめ発生時における関係諸機関（安来市教委等）との連携の窓口

また、重大事態発生時には、安来市教育委員会の指導のもと第三者を加えた「いじめ調査委員会」を設置する。（「8 重大事態への対応」参照）

(2) 各学級

各学級においては、担任が児童理解に努め、年間指導計画に位置付けられた取組の確実な実践を行う。特に、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組については、チェックリストをもとに、児童の状況について細かく見取り、状況を把握する。

(3) 職員会議

いじめ・不登校等の諸問題に関する、指導方針、指導方法について、全教職員で共通理解を図り、効果的な指導となるよう情報の共有化を図る。定例の職員会議において、いじめ等に関する教職員の共通理解の場を設ける。また、定期的に「子どもを語る会」をもち、児童の多面的理解に努める。

(4) PTA・学校運営委員会

日常的に保護者や地域と連携を図り、学校のいじめ問題に対する基本的な考え方や指導方針、指導体制等について会合や学校だより等をとおして説明し、理解と協力を得る。また、学校評議員会に対しては、生徒指導上の諸問題発生時には、状況やその分析等の具体的な資料を提示し、積極的に意見や助言を求める。

4 いじめの未然防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要である。そこで本校では、教育活動全体を通して自己有用感や共感的人間関係の育成を図るとともに、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育むことをめざす。

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得（しっかりタイム、朝読書、お話タイム、漢字計算大会）
- ・算数科等における少人数指導、TTの実施（家庭科、図画工作など実施教科の工夫、にこにこサポートの活用など）
- ・子どもの問題意識から学習課題を設定する。（めあて）

(2) 学び合いの徹底

- ・皆で協力して課題を解決していく中で豊かな人間関係を育む。
- ・困っていること、分からないことが普通に発信でき、互いに支え合う関係をつくる。

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実（グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング）
- ・居場所づくり、絆づくり（日々の授業を中心として、縦割り班活動を通して）

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定（田植え、野菜植え、韓国との交流、宿泊研修、修学旅行）
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 特別活動・児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営（運動会、学習発表会、6年生を送る会）
- ・委員会活動の充実（子どもたちの自治的活動を目指した委員会の設定）
- ・キャリアパスポートを活用し、自らの学習や生活の見通しを立てたり、学んだことを振り返ったりしながら、意欲の向上を図ったり、これからの生き方を考えさせたりする。

(6) 人権教育、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習（人権週間の設定、手紙交換）
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

5 いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 日々の観察

- ①健康観察の重要性を共通理解し、健康観察によって得られた情報について、迅速に対応できるような校内連携システムを構築する（観察から相談、指導へ）。
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざす。
- ③次のようなポイントをもとにいじめの兆候を見逃さず、早期に対応していく。

《登下校時》

- ☐ 遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）。
- ☐ 始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 視線が合わず、あいさつをしなくなる。
- ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。

《朝の会》

- ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ☐ 健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。

《授業中》

- ☐ 保健室、トイレによく行くようになる。
- ☐ 授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ☐ 周囲の児童が、机、椅子を離してすわろうとする。
- ☐ 教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく
- ☐ グループ分けで孤立しがちになる。
- ☐ 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

《休憩時間》

- ☐ 教室や図書室で一人で過ごすことが多い。
- ☐ 今まで一緒だったグループから外れている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- ☐ 友だちと一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
- ☐ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。

《給食時》

- ☐ 机を寄せて席を作ろうとしない。
- ☐ その子どもが配膳すると、嫌がられる。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。（盛りつけない。わざと多く盛り付ける）
- ☐ 食欲がない。
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている。

《掃除時》

- ☐ その子どもの机やいすだけが運ばれず、放置されている。
- ☐ その子どもの机をふざけながら蹴ったり、掃除用具でたたいたりしている。
- ☐ 一人離れて掃除している。
- ☐ 目の前にゴミを投げ捨てられる。

《放課後》

- ☐ 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- ☐ 昇降口や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

《その他》

- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きされる。
- ☐ 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- ☐ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ☐ 教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
- ☐ 宿題や集金などの提出が遅れる。
- ☐ 刃物など、危険な物を所持する。

（２）日記、連絡帳の活用

- ①日記の他、連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日常的に連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ②気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

（３）教育相談の実施

- ①教育相談週間を６月、１１月に設定し、全児童を対象にした教育相談を実施する。担任の他、児童の希望する職員との教育相談も実施する。
- ②スクールカウンセラーによる相談活動を推進する。
- ③日常的な声かけを大切にし、教職員と児童の信頼関係を形成する。

（４）アンケートの活用

- ①毎月（１５日）の生活アンケートを実施する。心配される状況がある場合には、教育相談を早急に実施する。その結果によっては、緊急に「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ②アンケートＱＵによる学級生活状況調査を実施（５月、１０月）し、一人一人の様子を把握して指導に生かす。場合によっては教育相談を行う。

（５）教職員の情報共有

生徒指導職員会議等で、気になる児童の実態についての情報交換の場を設定し、情報の共有化を図る。また、複数の目で児童を見ていく体制をつくり、より多面的な理解を図り、場合によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し、検討する。

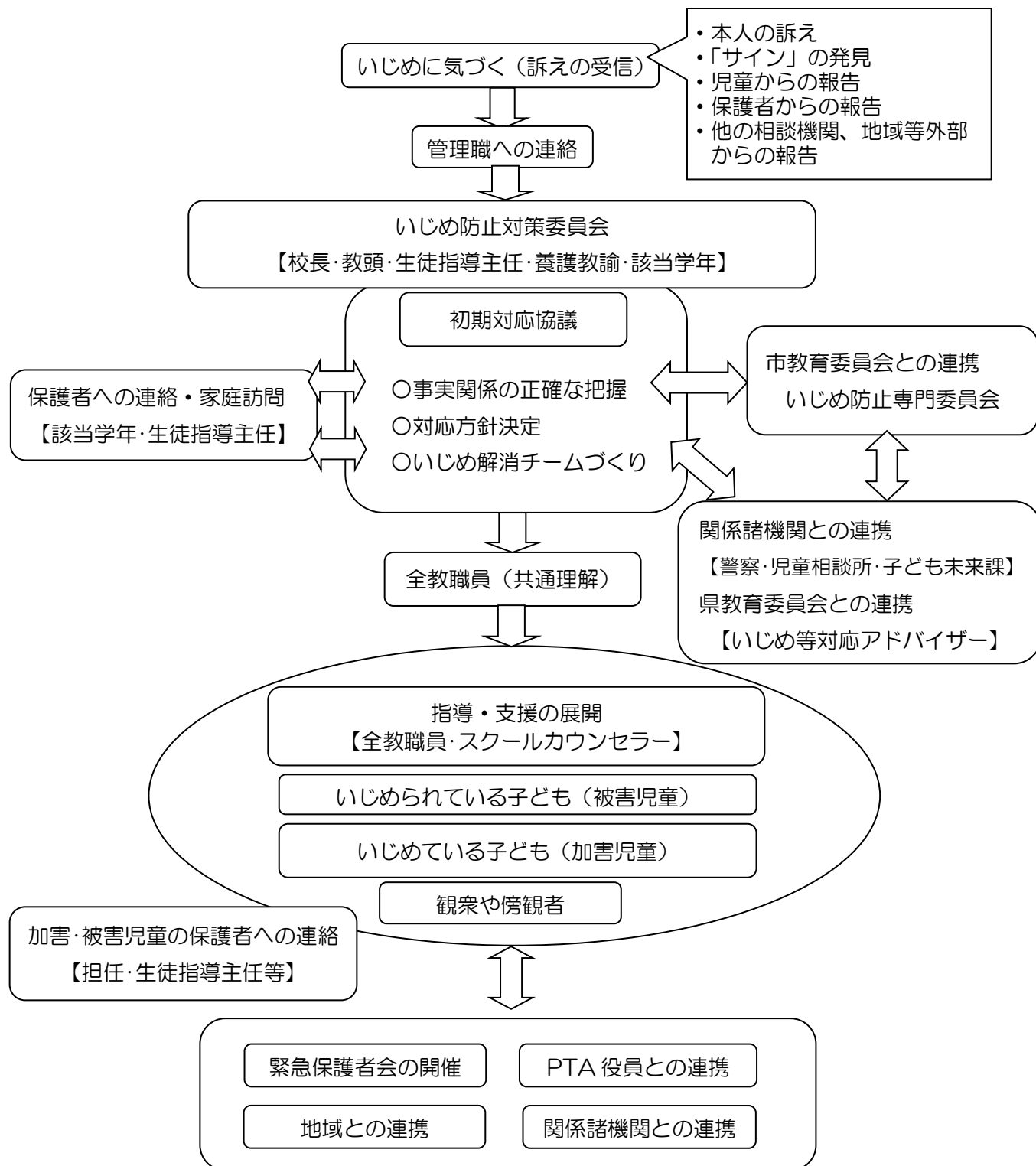
（６）家庭からの訴え・地域からの情報提供

保護者、地域との信頼関係を基盤に、保護者からの訴えや地域からの情報提供には、真摯に耳を傾ける。管理職を含めた複数で対応し、誠意をもった対応に努める。

6 いじめへの早期対応

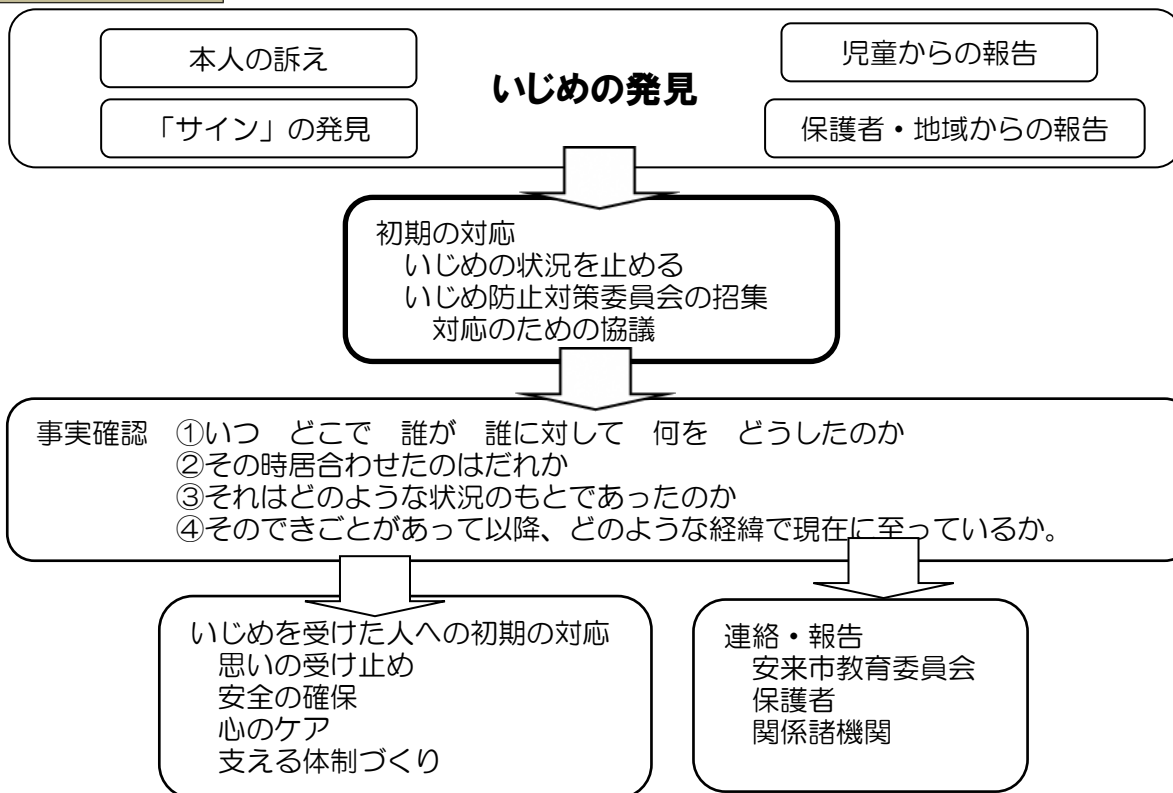
(1) いじめの報告

早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとするため、いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する必要がある。報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長の指示のもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり、いじめられた児童の支援の支援等を迅速かつ適切に行う。



(2) 組織的・有機的な対応の流れ

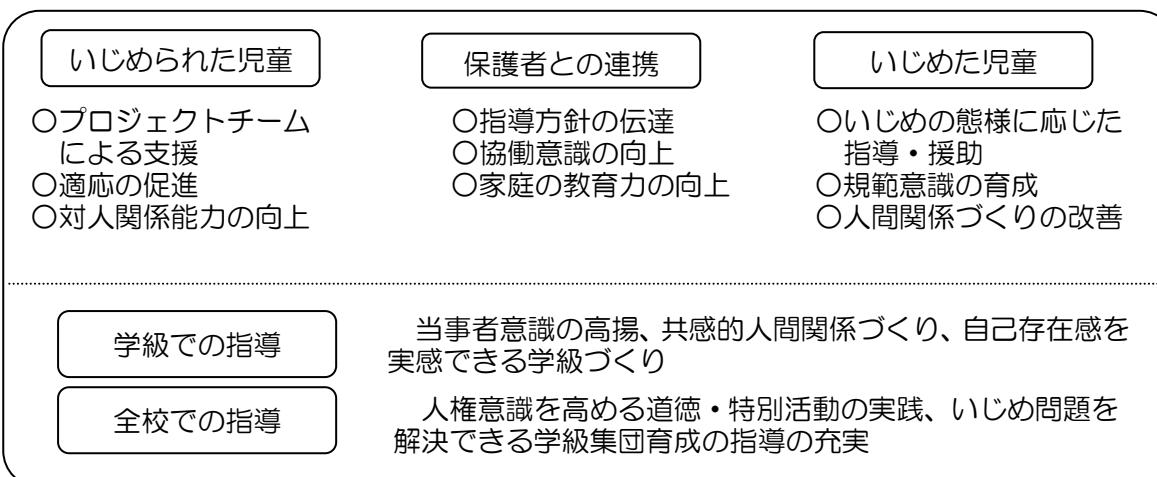
初動の取り組み



分析と方針策定(アセスメント)

- 関係者協議（必要に応じて関係諸機関等も加えて）
- ①事実確認に基づく情報の共有
 - ②分析のための聞き取りの実施
 - ③背景・要因の分析と問題の本質の明確化
 - ④問題解決のための取組方針の決定
 - ⑤取組の役割分担の決定

解決に向けた取り組み



7 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(例) メール、ブログ、チェーンメール、学校非公式サイト、SNS 動画共有サイトによる

(1) 未然防止のために

児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。具体的には、次のような内容を保護者会等で伝える。

- ①フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るルール作りを行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討する。
- ②インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識をもつこと。
- ④家庭ではメールを見たときの小さな表情の変化など、トラブルに巻き込まれた（巻き込まれそうな）子どもが見せる小さな変化に気づいたときは、躊躇なく問いかけ、速やかに学校に連絡すること。

(2) 早期発見・早期対応のために

- ①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に指導・助言し、協力して取り組む
 - ・警察等の専門機関と連携を図って取り組む。
- ②書き込みや画像の削除に向けて
 - ・被害の拡大を防ぐため、書き込み等の削除を迅速に行う。
 - ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり決して許される行為ではないことを理解させる。
 - ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されることを理解させる。
 - ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることを理解させる。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態(法 28 条 1 項)の定義

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに安来市教育委員会に報告する。
- ②安来市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する「いじめ調査委員会」を設置する。
- ③上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係および再発防止のための調査を行う。
- ④いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- ⑤学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

- ⑥当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

＜重大事態対応の流れ＞

～いじめの疑いに関する情報～

- 第２２条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を安来市教育委員会へ報告

～重大事態の発生～

- 安来市教育委員会に重大事態の発生を報告（市教委から市長に報告）
 - ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（３０日にこだわらず、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

～安来市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断～

学校を調査主体とした場合

安来市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

（１）学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- 第２２条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

（２）調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

（３）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要

（４）調査結果を安来市教育委員会に報告（市教委から市長に報告）

- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果を添える。

（５）調査結果を踏まえた必要な措置

安来市教育委員会が調査の主体となる場合

- 安来市教育委員会の指示のもと、資料の提供などの調査に協力